

埼玉県移住就業支援マッチングシステム掲載求人募集実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、埼玉県移住就業支援マッチングシステム(以下「マッチングシステム」という。)に掲載する求人募集の実施に関して必要な事項を定める。

(求人掲載要件)

第2条 マッチングシステムに求人掲載できる法人は、次の各号に掲げる要件全てに該当するものとする。

(1) 本店所在地が次の①から④のいずれかにあること。

①埼玉県内対象地域(秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町)

②東京圏(埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県)以外の地域

③埼玉県以外の東京圏内の条件不利地域

④東京圏のうち条件不利地域以外の地域(但し、埼玉県内対象地域を勤務地とする勤務地限定型社員を採用する場合に限る)

(2) 官公庁等(第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)でないこと。

(3) 雇用保険の適用事業主であること。

(4) 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業(資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。)でないこと。

(5) みなし大企業でないこと(ただし、上記(4)の法人がいわゆる親会社である場合はみなし大企業としない)。

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

(7) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

2 マッチングシステムに掲載する求人は、次の各号に掲げる要件全てに該当するものとする。

(1) 勤務地が埼玉県内対象地域に所在する求人であること。

(2) 公共職業安定所(ハローワーク)において公開されている求人であること。

(3) 週20時間以上の無期雇用の求人であること。

(4) 公序良俗に反しないこと。その他、不適切と判断されるような求人でないこと。

(求人の掲載申込、決定及び通知)

第3条 マッチングシステムへの求人掲載を希望する者は、「埼玉県移住就業支援マッチングシステムに係る求人掲載企業認定申請書(様式第1号)」に必要事項を記載のうえ、県に申し込むものとする。

2 県は、求人掲載申請について適当と認めるときは、登録を決定し、「埼玉県移住就業支援マッチングシステムに係る求人掲載企業認定通知書(様式第2号)」により、当該申込者に通知するものとする。

3 前項の規定により県から求人掲載の承認を受け、マッチングシステムに求人掲載を希望する者は、県が指定する運営事業者(以下「運営事業者」という。)あてに求人情報を提出するものとする。求人情報の作成・提出の方法は運営事業者が指定するものとする。

4 県は、前項の規定により求人情報が提出されたときは、運営事業者にこれを審査させ、掲載を適当と認めるときは当該求人情報をマッチングシステムに掲載するものとする。

(移住支援金対象法人の推薦)

第4条 市町村は、第2条第1項第4号の規定による推薦を行う場合は、「移住支援金対象法人に係る推薦書(様式第3号)」を作成し、県に提出するものとする。

2 県は、前項の推薦内容について適当と認めるときは、「移住支援金対象法人に係る推薦承認通知書(様式第4号)」により、市町村に通知するものとする。

3 前項の規定により承認された企業は、第3条第1項の規定による申込を行うことができるものとする。

(求人掲載要件の審査)

第5条 県は、必要に応じて、申込者に対し、求人掲載要件の審査を行うための調査の実施や書類の提出を求めることができる。申込者は、これに応じるものとする。

(求人情報の登録、内容の変更等)

第6条 申込者は、求人情報の掲載を希望する場合は、マッチングシステムに自ら登録するものとする。

2 申込者は、マッチングシステムに掲載している求人情報の内容に変更があったときは、速やかに変更(終了を含む)を行うものとする。

(求人掲載の取りやめ)

第7条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合、求人掲載を取りやめることができる。

(1) 求人内容に虚偽のあることが判明した場合又は法令違反の恐れ等がある場合

(2) 求人情報を掲載した法人が労働基準関係法令に重大悪質な違反をした場合

(3) その他、サイトへの掲載が不相当であると知事が認める場合

(協力)

第8条 申込者は、県及び市町村から求めがあった場合は、本サイトを通じたマッチング実績の報告や、移住支援金申請に必要な資料の提供等について協力するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要領は、令和元年7月29日から施行する。

附則 この要領は、令和2年3月9日から施行する。

附則 この要領は、令和2年7月27日から施行する。

附則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(別紙)

埼玉県移住就業支援マッチングシステムに係る求人掲載の申請に関する誓約事項

- 1 埼玉県及び埼玉県内の市町村から、移住支援金に関する報告及び立入調査を求められた場合には、それに応じます。
- 2 埼玉県移住就業支援マッチングシステムにおける求人掲載の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合、当該登録の取り消しに応じます。

(様式第1号)

埼玉県知事宛て

申請年月日 年 月 日

埼玉県移住就業支援マッチングシステムに係る求人掲載企業認定申請書

埼玉県移住就業支援マッチングシステム掲載求人募集実施要領に基づき、埼玉県移住就業支援マッチングシステムにおける求人掲載企業の認定を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		フリガナ	
法人名		法人の代表者氏名	
本社所在地	〒	電話番号	
法人番号			

2 申請者に係る確認事項 (当てはまる欄に○を付けてください)

事業者に関する要件

本店所在地が下記のいずれかにある法人であること ①埼玉県内の条件不利地域 (秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町) ②東京圏 (※2) 以外の地域 ③東京圏の条件不利地域 (※3) ④東京圏のうち条件不利地域以外の地域 (但し、埼玉県内対象地域を勤務地とする勤務地限定型社員を採用する場合に限る)	該当する (①から④のいずれかに該当する)	該当しない (①から④のいずれにも該当しない)
雇用保険の適用事業主であること	該当する (雇用保険の適用事業主である)	該当しない (雇用保険の適用事業主でない)
資本金10億円以上の法人ではないこと	該当する (資本金10億円以上ではない)	該当しない (資本金10億円以上である)
みなし大企業ではないこと (※1)	該当する (みなし大企業ではない)	該当しない (みなし大企業である)
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと	該当する (風俗営業者ではない)	該当しない (風俗営業者である)
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと	該当する (反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人ではない)	該当しない (反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人である)
第三セクター (出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人に限る) である (※申請法人が第三セクターである場合のみいずれかに○)	該当する (要件を満たす第三セクターである)	該当しない (要件を満たす第三セクターではない)

- ※1 本事業に係る「みなし大企業」は、以下のいずれかに該当する法人とする。
- 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円未満の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - 資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人
 - みなし大企業のうち、いわゆる親会社が資本金10億円以上の法人であっても、当該法人が所定の要件に該当し、かつ、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づいて知事が承認した場合は、みなし大企業としない。

※2 東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県

- ※3 東京圏の条件不利地域は以下のとおりです。
- 東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- 神奈川県：山北町、真鶴町、清川村
- 千葉県：館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

(裏面に続く)

3 申請者に係る参考情報（※）（当てはまる欄に○を付けてください）

※各認定を受けている法人については、埼玉県移住就業支援マッチングシステム内の特集ページへの掲載を予定しています。

(1) 埼玉県の企業認定制度への該当について

多様な働き方実践企業	該当する	該当しない
シニア活躍推進宣言企業・生涯現役実践企業	該当する	該当しない
経営革新承認企業	該当する	該当しない

(2) 国の企業認定制度への該当について

子育てサポート企業 (くるみん・プラチナくるみん)	該当する	該当しない
ユースエール認定企業	該当する	該当しない

4 添付資料

本申請書の添付書類としての登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)の提出について(※)	提出する
別紙「移住支援金対象法人に係る登録の申請に関する誓約事項」に記載された内容について	誓約する

※法人の名称、所在地、資本金等の確認のため、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の提出が必要となっております。

管理コード（埼玉県使用欄）	
---------------	--

(様式第2号)

埼玉県移住就業支援マッチングシステム求人掲載企業認定通知書

地 政 第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付けで申請のあった内容に基づき、埼玉県移住就業支援マッチングシステムにおける求人掲載企業として認定します。
埼玉県移住就業マッチングシステムに掲載する求人は、下記の全てに該当するものとしてください。

記

- (1) 勤務地が埼玉県内対象地域に所在する求人であること。
- (2) 公共職業安定所（ハローワーク）において公開されている求人であること。
- (3) 週20時間以上の無期雇用の求人であること。
- (4) 公序良俗に反しないこと。その他、不適切と判断されるような求人でないこと。

(様式第3号)

移住支援金対象法人に係る推薦書

第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事 様

市町村長 (公印省略)

埼玉県移住就業支援マッチングシステム掲載求人募集実施要領に基づき、移住支援金対象法人を推薦します。

推薦する法人	法人名	
	法人の代表者名	
	本社所在地	
	法人番号	
	資本金	
推薦理由 (地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠く理由)		

【担当者連絡先】

所属名	
職名・氏名	
電話番号	
メールアドレス	

(様式第4号)

移住支援金対象法人に係る推薦承認通知書

地 政 第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事（公印所略）

年 月 日付け第〇〇号で推薦のあった内容に基づき、下記の法人が移住支援金対象法人となることを承認しましたので、通知します。

記

推薦する法人	法人名	
	法人の代表者名	
	本社所在地	
	法人番号	
	資本金	
推薦理由(地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠く理由)		